

規則第7条第1項の届出書の様式

伐採及び伐採後の造林届出書（記入例）

平成 24 年 9 月 1 日

河内長野市長 様

※伐採を開始する日の90日前から30日前までの間に提出してください。

住所 河内長野市原町一丁目1番1号

届出人 河内 太郎
（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

印

電話番号 0721-53-1111

次のとおり、森林の立木を伐採したいので、森林法第10条の8第1項の規定により届け出ます。

1 森林の所在地

河内長野市	町 村	大字 滝畑	字	地番 1343-2
-------	--------	----------	---	--------------

2 伐採の計画

伐採面積	4.52			ha
伐採の方法	主伐（皆伐）・択伐	間伐	伐採率	100 %
伐採樹種	スギ、ヒノキ			
伐採齢	60			
伐採の期間	平成24年10月1日～平成24年12月20日			

3 伐採後の造林計画

(1) 造林の方法別の造林面積等の計算

造林面積(A+B+C+D)	4.52		ha
人工造林による面積(A+B)	4.52		ha
	植栽による面積(A)	4.52	ha
			ha
人工播種による面積(B)			ha
天然更新による面積(C+D)			ha
ぼう芽更新による面積(C)			ha
	天然更新補助作業の有無		ha
天然下種更新による面積(D)			ha
	天然更新補助作業の有無		ha

(2) 造林の方法別の造林の計画

	造林の期間	造林の樹種	樹種別の造林面積	樹種別の植栽本数
人工造林 (植栽・人工播種)	平成25年3月1日～ 平成25年4月15日	ヒノキ	4.52 ha	20,340 本
天然更新 (ぼう芽更新・ 天然下種更新)			ha	
	5年後において 適確な更新がな されない場合		ha	本

(3) 伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途

4 備考

注意事項

- 1 伐採する森林の所在する市町村ごとに提出すること。
- 2 伐採する者が伐採後の造林に係る権原を有しない場合にあっては、伐採する者と当該権原を有する者が連名で提出すること。
- 3 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
- 4 森林の所在場所ごとに記載すること。
- 5 面積は、小数第2位まで記載し、第3位を四捨五入すること。
- 6 樹種は、すぎ、ひのき、まつ(あかまつ及びくろまつをいう。)、からまつ、えぞまつ、とどまつその他の針葉樹及びぶな、くぬぎその他の針葉樹及びぶな、くぬぎその他の広葉樹の別に区分して記載すること。
- 7 伐採方法欄には、皆伐、択伐又は間伐の別を記載し、伐採率欄には、立木材積による伐採率を記載すること。
- 8 伐採年齢欄には、伐採する森林が異齢林の場合においては、伐採する立木のうち最も多いものの年齢を記載し、最も年齢の低いものの年齢と最も年齢の高いものの年齢とを「(○～○)」のように記載すること。
- 9 伐採の期間が1年を超える場合には、2の伐採の計画を年次別に記載すること。
- 10 造林面積欄には、伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途を記載した場合を除き主伐に係る伐採面積と一致するよう記載すること。
- 11 植栽による面積欄には、市町村森林整備計画において植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として定められている伐採跡地の面積を下回らないように記載すること。
- 12 天然更新補助作業の有無欄には、当該作業を行う場合には、地表処理、刈出し、植込みなどの作業の種類を記載すること。
- 13 造林樹種欄及び樹種別の造林面積欄には、複数の樹種を造林する場合には、造林する樹種ごとに複数の行に分けて記載すること。
- 14 樹種別の植栽本数欄には、植栽する樹種ごとに複数の行に分けて記載すること。
- 15 5年後において適確な更新がなされない場合欄には、造林の方法を天然更新による場合(伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途を記載した場合であって、伐採の終了した日から5年後において当該用途に供されていないときを含む。)における造林の期間、造林樹種、樹種別の造林面積及び樹種別の植栽本数を記載すること。
- 16 伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途欄には、伐採後5年以内において当該伐採跡地が森林以外の用途に供されることとなる場合のみ記載すること。

提出書類(2部提出)

- 1 伐採及び伐採後の造林届出書
- 2 位置図[1/5,000～50,000]
- 3 区域図[1/1,000～5,000] (地域森林計画対象民有林を表示)
- 4 伐採面積を確認できる書類 (求積図等)
- 5 森林所有者を確認できる書類 (土地登記簿謄本等)
- 6 伐採に関して権原を有することが確認できる書類 (同意書等) (届出人が森林所有者と異なる場合)
- 7 土地利用計画図 (伐採跡地が森林以外の用途に供されることとなる場合)